

もう三十年も前のことだあるが、父の死後、上京してお母を元氣つけようと想ひ家族で初秋の日光東照宮に出かけた。ところが、東照宮の鳥居の前に立つたとき、「母が『私は参拝できません』」と詰ひ始めた。理由を問ふと、「お父さんが亡くなつて一年経つてねない」と言ふ。昭治の初め、夫が死んだときでも神社に参拝できなのは忌掛けの三十日間だけだ貞じゆいじゆといつたと説得をしたが（明治七年十月十七日太政官布告第百八号）、あまり役には立たなかつた。そばで長男が鳥居の周りをぐるぐると廻つて遊んでゐた。それを見て、「鳥居を潛れないものであれば、鳥居の外を通つたら」と言ふと、

## 穢れについて

森謙一



た。理由を聞くと「お父さんががっくなくて一年経つてない」と言ふ。明治の初めに夫が死んだときにも神社に参拝できなければいけないのは通掛けの三十分間だけだ風いといふことになったと説得をしたが（明治七年十月十七日太政官布告第二百八号）、あまの役には立たなかつた。そこで長男が鳥居の周りをぐるぐると廻つて遊んでゐた。それを見て「鳥居を潜れないものであれば、鳥居の外を通つたら」と言ふ。母親も孫の姿を見ておひやひやうとそれを受け入れた。  
やがてくれば、父の通夜の時にも用間客が帰つた後、母が「今晩はお父さんと一緒にみんなで寝よ」<sup>1</sup>と語り始めた。父の祭壇のある座敷に床を敷いた。父の思ひ出話をしなが  
ら、線香を絶やさないやうに氣を配り、父を含めると親子五人が枕をともにした。その母親が、翌日<sup>2</sup>になると「お父さんを死臭に觸すことはできない」として、やがてだけ早

く火薬をかぶるなどして私憲といふ  
べた。ひの咲のひにせよひが驚  
いた。咲のひにせよひ、穢れど  
愛慕の意をもつた議論を垣間見  
たからである。

◇ ◇

ひの咲の頃より、幕末から  
明治初年の穢れど粗先驅揮を  
めぐる議論を彷彿とさせた。明  
治六年一月「十日」、「古今漫  
稿ノ制被廢止候事」（太政官  
布告第六十一號）とある短い  
布告が出来た。ひの咲が、  
日本が近代國家形成のたま、  
そして国民道德としての「祖  
先祭祀」をも重んじたもの  
重要な一書であった。「昭和  
たゞ」この布告を出でてから  
太政省内で色々な議論があつ  
たと思はば、しかば、實はや  
「遺嘱」へじつに江戸時代の國  
學者・石原庄明の隨筆を紹  
介しているひの咲の手に  
た。

◇ ◇

右原の「年々隨筆」には、  
「禮服（ヤマツ）」と「禮儀（ケガ  
ニ）」の用事なるが、其の

A detailed black and white line drawing of a flowering branch, possibly from a plum or cherry tree. The branch is angled downwards and features several clusters of five-petaled flowers in various stages of bloom. Some flowers are fully open, while others are still tight buds. A few fallen petals or small flower parts are scattered on the surface below the branch. The style is reminiscent of traditional botanical or artistic illustrations.